

## 基本部会の議事公開等について

- 1 . 議事要旨については、原則として会議の翌々日までに作成し、  
公開する。
- 2 . 議事録については、原則として会議終了後 1 ヶ月以内に作成し、  
公開する。
- 3 . 配付資料は原則として公開する。
- 4 . 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開とするかどうかについて  
の判断は、部会長に一任するものとする。